

しまねふるさと食品認証申請要領

(目的)

第1条 この要領は、しまねふるさと食品認証要綱（以下「要綱」という。）第6条の資格を有する者が、要綱第5条の規定により申請をする場合に必要な事項を定めるものとする。

(申請書)

第2条 申請書の様式は、要綱第5条に規定するものとする。

2 申請書は、島根県しまねブランド推進課へ提出するものとする。

(添付書類)

第3条 申請書には次の書類等を添付するものとする。

- (1) 製造方法を明らかにした書類
- (2) 認証を受けようとする商品写真
- (3) 主たる原材料の仕入れ先を明らかにした書類、産地証明
- (4) 品目ごとに別紙に掲げる書類
- (5) 認証を受けようとする商品のサンプル（但し、生鮮食品等日持ちのしない食品は別途通知した日までに添付することで足りる）
- (6) 栄養成分に関する表示を行う場合は、以下のものを併せて提出すること
 - ア 同条（5）に定める商品のサンプルに添付している書類
 - イ 栄養成分分析結果成績書
分析方法は栄養表示基準（平成16年2月26日 厚労告38号）別表第2の第三欄に掲げる方法によること
- (7) 認証を受けようとする商品の食品表示等を、清酒であれば松江税務署、島根県環境生活部環境生活総務課消費とくらしの安全室に、清酒以外であれば最寄りの保健所、島根県環境生活部環境生活総務課消費とくらしの安全室、島根県商工労働部商工政策課にそれぞれ照会した旨の食品表示等照会報告書（様式第7号）

附 則

この要領は、平成13年5月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年5月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年12月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年2月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。